

別表第1
建築士事務所登録申請書類一覧

(正1部・副2部提出 ※副本は正本の写し(コピー)可)

	申請書 (第5号書式) ※注1	添付書類													
		施行規則第19条適用書類							要綱第5条適用書類						
		業務概要書	所属建築士名簿	略歴書	誓約書	定款	修了証(写し) 管理建築士講習 ※注2	附近見取図 (別記様式第1号)	主要な写真 (別記様式第2号)	装備申告書 (別記様式第3号)	商業登記簿謄本 又は 登記事項全部証明書	又又は 確定申告書(写し) 証明書(写し) 知事指定講習受講 証明書(写し) (別記様式第4号)	管理建築士の建築 士免許証(写し)	所属建築士の建築 士免許証(写し)	建築士住所等 の 建築士住所等 の
新規登録	法人	○	記入なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	個人	○	記入なし	○	○	○	—	○	○	○	—	○	○	○	○
更新登録	法人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	△
	個人	○	○	○	○	○	—	○	○	○	—	○	○	—	△

※有効期間満了の日前30日までに提出

○:要 —:不要 △:必要に応じ要

注1. 手数料については一級建築士事務所は15,000円、二級及び木造建築士事務所は10,000円を島根県証紙で正本に貼付すること。

注2. 建築士法第24条第2項に規定する講習の修了証をいう。ただし、平成20年11月27日時点で登録が有効な建築士事務所については、その建築士事務所
管理建築士が変更されない限り、平成20年11月28日から3年以内は添付を要さない。(更新の場合)

注3. 「建築士住所等の届出」は管理建築士及び所属建築士について、建築士の住所、業務の種類別、勤務先名(建築士事務所にあつてはその名称及び開設者氏名(法人の場合
法人名称))及び所在地に変更があり、過去に届出をしていない場合添付を要する。

別表第3
建築士事務所登録事項変更届書類一覧

(正1部・副2部提出 ※副本は正本の写し(コピー)可)

	届出書 (別記様式 第5号)	添付書類														
		施行規則第19条適用書類							要綱第5条適用書類							
		業務概要書	所属建築士名簿	略歴書	誓約書	定款	修了証(写し) 管理建築士講習 ※注1	附近見取図 (別記様式第1号)	主要な写真 (別記様式第2号)	装備申告書 (別記様式第3号)	商業登記簿謄本 又は 登記事項全部証明書	又又は 確定申告書(写し) 証明書(写し) 知事指定講習受講 証明書(写し) (別記様式第4号)	管理建築士の建築 士免許証(写し)	所属建築士の建築 士免許証(写し)	建築士住所等 の 建築士住所等 の	
開設者	個人	氏名	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	
		住所	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	
	法人	名称	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	△	
		所在地	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	
		代表者 の 氏名及び 役名	代表者	○	—	—	○	○	—	—	—	○	—	—	—	△
			取締役 監査役	○	—	—	—	○	—	—	—	○	—	—	—	—
役員氏名	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—			
建築士事務所名称	○	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	△		
建築士事務所所在地	個人	○	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	△		
	法人	○	—	—	—	—	—	○	○	—	○	—	—	△		
管理建築士	管理建築士	○	—	○	○	—	○	—	—	—	○	○	—	△		
	管理建築士氏名	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	△		
所属建築士	建築士	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△		
	建築士氏名	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	△		

※変更が生じた2週間以内に届出

○:要 —:不要 △:必要に応じ要

注1. 建築士法第24条第2項に規定する講習の修了証をいう。ただし、平成20年11月27日時点で登録が有効な建築士事務所については、その建築士事務所
管理建築士が変更されない限り、平成20年11月28日から3年以内は添付を要さない。(更新の場合)

注2. 「建築士住所等の届出」は管理建築士及び所属建築士について、建築士の住所、業務の種類別、勤務先名(建築士事務所にあつてはその名称及び開設者氏名(法人の場合
法人名称))及び所在地に変更があり、過去に届出をしていない場合添付を要する。

注3. 個人登録の場合開設者が別人となる変更はできない。廃業届を届け出たうえ、新規登録申請を行うこと。

注4. 管理建築士の入所又は退所による変更の場合は、変更事項は管理建築士及び所属建築士の2事項に該当する。

別表第4
建築士事務所廃業届書類一覧

(正1部・副2部提出 ※副本は正本の写し(コピー)可)

区分	届出者	届出書(別記様式第6号書式)
業務を廃止したとき	開設者	○
開設者が死亡したとき(個人登録)	相続人	○
破産したとき	破産管財人	○
法人が合併により解散したとき	役員であった者	○
法人が破産又は合併以外の事由により解散したとき	清算人	○
登録区分の変更	個人⇄法人	○
	一級⇄二級⇄木造	○

※30日以内に届出